



## 答え合わせ・解説

問1	<b>答え 1</b> <b>環境権</b>	高度経済成長期の公害問題や都市化の進展を背景に、日当たりや静かな環境、きれいな空気など、良好な環境の中で生活する権利が主張されるようになりました。これを環境権と呼び、日本国憲法に直接の記述はないものの、第13条の幸福追求権や第25条の生存権などを根拠とする「新しい人権」の一つとして位置づけられています。選択肢にある請願権、裁判を受ける権利、教育を受ける権利は、憲法制定当初から条文に明記されている権利です。
問2	<b>答え 1</b> <b>身体的自由</b>	個人の行動が物理的に拘束されることは人権への重大な制約となるため、憲法第31条では「法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定されています。これは、犯罪捜査や刑事裁判において、あらかじめ定められた適正なルールを守ることを国家に義務付けることで、不当な人権侵害を防ぐ目的があります。
問3	<b>答え 1</b> <b>生活保護法</b>	憲法第25条の生存権を具体的に実現するための制度の一つが、生活保護法に基づく生活保護制度です。経済的な理由で最低限度の生活を維持することが困難な人々に対し、その程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。「贅沢な生活」や「平均的な生活」を保障するものではなく、「最低限度」の基準が設けられている点が特徴です。
問4	<b>答え 1</b> <b>高度経済成長期に深刻な公害が発生したことを受け、良好な環境を維持・回復することを求めて提唱された。</b>	環境権は、1960年代の激しい公害被害から教訓を得て、国民が健やかに暮らすための環境を法的に守るために生まれました。これには、日照権（日光を享受する権利）や静穏権（騒音のない環境で過ごす権利）なども含まれ、環境アセスメント（環境影響評価）制度の導入を後押しする理論的根拠の一つにもなっています。
問5	<b>答え 1</b> <b>健康で文化的な最低限度の生活</b>	生存権を規定した憲法第25条第1項では、単に命をつなぐだけでなく「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利を国民に認めています。この基準は時代の変化とともに解釈されますが、生活保護制度などの具体的な基準を設ける際の指針となっています。
問6	<b>答え 1</b> <b>性別や経済的な状況に関わらず、等しく政治に参加する機会を保障するため</b>	平等の原則に基づき、納税額や性別といった個人の属性によって政治参加の権利を制限することは許されないという考え方が広まったことで、普通選挙が実現しました。誰もが等しく主権者として国政に参加できる仕組みは、民主政治の根幹を支える重要な制度です。
問7	<b>答え 1</b> <b>能力</b>	憲法は、経済的な豊かさ（財産）や家柄などではなく、個人の「能力」に基づいて、公平に教育を受ける機会が与えられることを保障しています。義務教育が無償であることも、この権利を実質的に保障するための制度の一つです。
問8	<b>答え 1</b> <b>自分が従事する仕事を選ぶことができる職業選択の自由や、財産を自由に使用できる財産権。</b>	自由権の中でも、経済的自由権には「職業選択の自由」「居住・移転の自由」「財産権の不可侵」などが含まれます。これらは個人が自立して経済活動を行うための基盤となる権利です。他の選択肢にある教育を受ける権利や生存権は「社会権」、選挙権は「参政権」に分類されます。
問9	<b>答え 1</b> <b>社会権</b>	資本主義の発展に伴って生じた貧富の差や失業などの社会問題を解決するために、20世紀以降に確立された権利です。国家が個人の生活に介入しないことを求める自由権に対し、社会権は国家が積極的に介入して国民の生活を保障することを求めます。日本国憲法では、第25条の生存権のほか、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権がこれに含まれます。